大阪市商店街振興ふるさと寄附金に伴う返礼品提供事業者の認定等について

1 目的

大阪市商店街振興ふるさと寄附金(納税)の実施にあたり、寄附者に贈呈する商品やサービスを「返 礼品」として提供する「返礼品提供事業者」を募集する。

2 応募条件

(1)返礼品提供事業者について

次の条件をすべて満たすこと。

ア 「大阪市あきないグランプリ」の優秀賞 (グランプリ・準グランプリ・特別賞を含む) の受賞店舗など、国・自治体が表彰・認定している(見込み含む)店舗または商品であること。

なお、返礼品として認定された場合でも、上記の賞等の受賞がなされなければ認定を取り消しする。

- イ 市内商店街に加入している店舗がある法人、団体又は個人事業者であること。
- ウ 生産・製造・販売に関する各種法令等を遵守していること。
- エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- オ 市税に係る徴収金を完納していること。
- カ 申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- キ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

(2) 返礼品について

返礼品は、次の要件をすべて満たすこと。

- ア 大阪市内で生産、製造、加工又はサービスの提供がされているもの、市内の原材料を使用しているものの<u>いずれか</u>に該当していること(「平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条」に該当していること)。
- イ 各種法令等を遵守し、違反していないこと。
- ウ 公序良俗に反しないものであること。
- エ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること(あらかじめ期間や数量を明示して供給可能な場合は除く)。
- オ 飲食物の場合は、寄附者に返礼品到着後、適切な賞味期限が保証されるものであること。

なお、生鮮食料品等(鮮度が高く要求されるもの)については、寄附者と受取日を調整して発送できるなど、適切な状態で寄附者が返礼品を受け取ることができると本市が判断したものであること。

※ふるさと納税ポータルサイトの仕様により、認定しないことがある。

- カ 食事券等のサービスの場合は、有効期限が発行日から1年以内であること。
- キ 配送業者により配送が可能な返礼品であること。
- ク 次に掲げるものに該当しない返礼品であること (平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号総務大 臣通知)。
 - (ア) 返礼品の価格表示したもの。

- (4) 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード・商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料 金等)。
- (ウ) 資産性の高いもの(電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等)。

(3) 返礼品価格及び費用負担について

- ア 返礼品価格は、商品本体価格に荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格で提案すること。
- イ 返礼品代金の支払いにかかる振込手数料は事業者負担とする。
- ウ 返礼品代金及び配送料は、本市が負担する。
- エ 寄附者からの商品の品質等のクレームにより、商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、返 礼品提供事業者の負担とする。ただし、配送業者の瑕疵による場合は、この限りではない。
- オ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。

(4) 返礼品の提案数等について

返礼品提供事業者1者あたりの提案数について制限は設けない。

3 返礼品提供事業者の特典

- (1) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名及び概要、事業者名等を掲載する。
- (2) 返礼品の発送にあたって、送料に影響しない範囲において、自社のチラシ等を同梱することができる。
- (3) 返礼品提供事業者は、本ふるさと寄附金に関する返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができる。

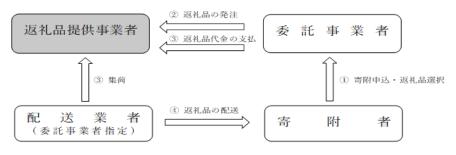
4 返礼品提供事業者の業務等

(1) 本市は、寄附の受付や返礼品の発注・配送管理等の業務について、下記の事業者に委託していることから、委託事業者と返礼品の提供に係る契約を締結する必要があります。

(委託事業者)

ポータルサイト名称	さとふる	ふるさとチョイス	楽天ふるさと納税
委託事業者	株式会社さとふる	レッドホースコーポレーション株式会社	

(2) 返礼品提供事業者は、委託事業者からの発注により返礼品を提供していただきます。なお、本市が 寄附を受けてから、返礼品提供事業者に対して支払いを行うまでの事務の流れは、概ね次のとおりで す。



5 応募方法

(1) 募集期間

随時受付

※応募申込後、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載までは手続きのため一定期間お時間をいた だきます。

(2) 提出書類(各1部)

- ア 大阪市商店街振興ふるさと寄附金返礼品提供事業者申請書(様式1)
- イ 大阪市商店街振興ふるさと寄附金返礼品提供事業者申請にかかる誓約書(様式2)
- ウ 事業概要 (パンフレット等の事業内容が分かるもの)
- 工 返礼品提案書(様式3)

(提案する返礼品の写真又は画像を添付すること。(パッケージや数量など、実際に寄附者に届ける返礼品と同じ状態・内容で撮影した写真を必ず添付すること。))

【返礼品が飲食物の場合】※体験型(店舗での飲食物の提供)を除く

- オ 返礼品に貼付されている内容量・賞味期限・製造者(販売者)・アレルギー表記などが記載されている表示ラベル(画像可)
- カ 食品表示期限の設定の根拠となる菌検査(一般生菌数・大腸菌群・黄色ブドウ球菌)等の検査結果の書類(写し)【概ね3年以内のもの】

(3) 提出方法

ア 郵送またはメールでの提出とする。

- (ア) 郵送の場合、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。
- (イ) メールの場合は、送信した旨を(4)の提出先まで電話連絡すること。
- イ やむを得ず持参により提出する場合は、事前に(4)の提出先まで電話連絡すること。
- ウ いずれの場合も、受付後の参加申請書類等の返却は行わない。

(4) 提出先、問合せ先

担当:大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課(商業担当)

住所: 〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATC ビル0's (オズ) 棟南館4階

電話:06-6615-3781 FAX:06-6614-0190

Eメール: shoutengai-kifu@city.osaka.lg.jp

※問合せ時間

月曜日から金曜日の午前9時~午後0時15分および午後1時~午後5時30分まで (祝日、年末年始日を除く。)

6 認定に関する事項

(1) 認定結果の通知

認定結果は、様式1に記載のメールアドレスあてに通知します。

(2) 認定内容の変更

返礼品提供事業者は、次のいずれかに該当するときは、認定申請事項変更届出書(様式4)を本市 に届け出なければならない。

- ア 返礼品提供事業者の名称又は住所を変更したとき
- イ 認定品の名称を変更したとき
- ウ 認定品の生産・販売等を中止又は廃止したとき
- エ 認定品の企画、形状又はデザイン等を変更したとき
- オ その他認定内容に変更が生じたとき

(3) 認定の取消し

返礼品提供事業者が次のいずれかに該当するときは、本市は認定を取り消すことができる。

- ア 認定基準に適合しないと認められるとき
- イ 虚偽の申請に基づき認定を行ったと認められたとき
- ウ 認定品の生産、販売及びサービスの提供を中止又は廃止したとき
- エ 寄附者からの申し込みが他の返礼品と比較して極端に少なく、需要が見込めないと本市が判断 したとき
- オ 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本市 が判断したとき、または同様のクレームが多発するとき
- カーその他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を及ぼす恐れがあると認められるとき

7 その他

- (1) 申請書類等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 認定された返礼品提供事業者の申請書類書等は、「大阪市情報公開条例(平成 13 年大阪市条例第 3 号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された申請書類等は、返礼品提供事業者認定の用以外に参加者に無断で使用しない(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。)。
- (5) 本募集は返礼品提供事業者の認定を目的に実施するものであり、返礼品については、本市又は委託事業者と協議を行うため、必ずしも提案内容どおりとは限らない。
- (6) 申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置 要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の申請は無効とする。
- (7) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市と協議によるものとする。